

彦 監 委 第 23 号

令和 8 年(2026 年)9 月 24 日

彦根市千福財産区管理者

彦根市長 田 島 一 成 様

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 小 川 吉 則

令和 7 年度(2025 年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の審査意見の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度(2025 年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算および証書類、その他地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)で定める書類について、彦根市監査基準(令和 2 年彦根市監査委員訓令第 1 号)に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を提出する。

令和7年度(2025年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和7年度(2025年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算

2 審査の期間

令和8年(2026年)7月3日から同年8月31日まで

3 審査の方法

令和7年度(2025年度)歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書が関係法令に準拠して作成され、かつ、財産状態を適正に表示しているか、また、財政運営が適正かつ効率的に行われたかどうかについて、関係諸帳簿および証拠書類と照合を行うなど通常実施すべき審査手続および必要と認めるその他の審査手続により実施した。

4 審査の結果

1から3までに記載のとおり審査した限りにおいて、重要な点において、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は、正確で適正に表示されているものと認められた。

5 決算の概要

歳入歳出予算現額 3,361,000 円に対する決算額は、

歳 入 3,405,246 円

歳 出 1,297,984 円

である。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、2,107,262 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額である。その額から前年度の実質収支額2,088,044 円を差し引いた単年度収支額は、19,218 円の黒字である。

6 収支の状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 率		前 年 度 収入済額	増 減 額	増 減 率
				対予算	対調定			
財産収入	15,000	17,202	17,202	114.7	100.0	9,318	7,884	84.6
繰越金	2,045,000	2,088,044	2,088,044	102.1	100.0	5,640,060	△ 3,552,016	△ 63.0
諸収入	1,000	0	0	0.0	-	0	0	-
分担金及び 負担金	1,300,000	1,300,000	1,300,000	100.0	100.0	1,300,000	0	0.0
合 計	3,361,000	3,405,246	3,405,246	101.3	100.0	6,949,378	△ 3,544,132	△ 51.0

収入済額は、3,405,246 円で、前年度に比べ 3,544,132 円(51.0%)減少している。予算現額に対する収入率は 101.3%、調定額に対する収入率は 100.0%である。

収入済額のうち、財産収入は 17,202 円である。内訳は、財産貸付収入 2,610 円、利子及び配当金 14,592 円であり、木材売却による財産売却収入はない。

繰越金は、2,088,044 円で、前年度に比べ 3,552,016 円(63.0%)減少している。歳入総額に占める割合は、61.3%となっている。

諸収入は 0 円で、前年度と同額である。

分担金及び負担金は、彦根市千福財産区山林等管理規則第 12 条に基づき 4 町に賦課した分賦金で、収入済額は、前年度と同額の 1,300,000 円である。歳入総額に占める割合は、38.2%となっている。

(2) 歳出

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	前 年 度 支出済額	増 減 額	増 減 率
議 会 費	252,000	172,336	68.4	79,664	188,568	△ 16,232	△ 8.6
総 務 費	3,068,000	1,125,648	36.7	1,942,352	4,672,766	△ 3,547,118	△ 75.9
予 備 費	41,000	0	0.0	41,000	0	0	-
合 計	3,361,000	1,297,984	38.6	2,063,016	4,861,334	△ 3,563,350	△ 73.3

支出済額は 1,297,984 円で、予算現額に対する執行率は 38.6%である。

支出済額のうち、議会費は、172,336 円で、前年度に比べ 16,232 円(8.6%)減少している。内訳は、財産区議会議員報酬 132,000 円および食糧費 40,336 円である。

総務費は、1,125,648 円で、前年度に比べ 3,547,118 円(75.9%)減少している。歳出総額に占める割合

は、86.7%で最も大きい。主な支出は、山内保育作業等に係る報償費 792,084 円である。

不用額は2,063,016 円で、主なものは、有事の際の森林整備に係る委託料 1,000,000 円および山内保育作業等に係る報償費 791,916 円である。

7 財産に関する調書

令和7年度中の財産の取得および処分等に伴う異動状況は、次のとおりである。

区 分	令和6年度末現在高	令和7年度中増減高	令和7年度末現在高
財 政 調 整 基 金 (円)	11,674,000	0	11,674,000
滋賀県森林組合出資金 (円)	180,000	0	180,000
所 有 土 地 (㎡)	1,302,517	0	1,302,517

財産の当年度末現在高は、前年度と同額である。所有土地の当年度末現在高の内訳は、保安林 1,272,892 ㎡、山林 27,020 ㎡、原野 2,408 ㎡、田 197 ㎡である。

8 む す び

歳入については、財産区運営の基本である木材売却による財産売払収入はなく、当該区民に賦課した分賦金および前年度繰越金が主なものである。

歳出については、議会の運営費用および山内保育作業の維持管理費用が主なものである。

当財産区の管理運営については、依然として担い手の高齢化や野生鳥獣被害が深刻であり、厳しい状況であるが、山内保育作業を行い運営の維持に取り組まれている。

当年度の決算については、形式収支額、実質収支額はいずれも黒字で、単年度収支額も黒字である。当年度支出済額は、財産区議会議員報酬および山内保育作業等に係る報償費が主なものであるが、その大部分を前年度繰越金および分賦金で賄っている。また、財政調整基金の当年度末現在高は、前年度と同額で、当年度支出済額の約9倍となっている。

当面の財政状況は、大きな支障がなく推移すると見込まれるが、今後数十年間、安定した木材売却による収入が見込めず、令和4年度で「森林経営計画制度」を活用した造林事業委託が終了していることから、今後の効果的かつ効率的な森林の施業および保護の更なる推進を検討いただきたい。また、区民に対して令和3年度から当財産区現地見学会を実施されており、引き続き更なる現況の理解促進と協力体制の構築に努めていただきたい。

森林は、自然環境の保全や水資源の確保等の多面的機能を有し、安全で豊かな生活を送る上で重要な役

割を果たす環境資源である。こうした森林の機能が十分に発揮され、森林が身近で自然豊かな場となるよう、民間企業の協力を引き続き模索するなど、他の財産区の好事例の検証、他の財産区との情報交換等を行いながら、今後の財産区の在り方を検討し、健全で持続可能な事業運営に取り組まれることを望むものである。

彦 監 委 第 23 号

令和8年(2026年)9月24日

彦根市日夏町財産区管理者

彦根市長 田 島 一 成 様

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 小 川 吉 則

令和7年度(2025年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の審査意見の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和7年度(2025年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算および証書類、その他地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)で定める書類について、彦根市監査基準(令和2年彦根市監査委員訓令第1号)に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を提出する。

令和7年度(2025年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和7年度(2025年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算

2 審査の期間

令和8年(2026年)7月3日から同年8月31日まで

3 審査の方法

令和7年度(2025年度)歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書が関係法令に準拠して作成され、かつ、財産状態を適正に表示しているか、また、財政運営が適正かつ効率的に行われたかどうかについて、関係諸帳簿および証拠書類と照合を行うなど通常実施すべき審査手続および必要と認めるその他の審査手続により実施した。

4 審査の結果

1から3までに記載のとおり審査した限りにおいて、重要な点において、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は、正確で適正に表示されているものと認められた。

5 決算の概要

歳入歳出予算現額 1,471,000 円に対する決算額は、

歳 入 1,271,355 円

歳 出 859,890 円

である。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、411,465 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額である。その額から前年度の実質収支額 441,841 円を差し引いた単年度収支額は、30,376 円の赤字である。

6 収支の状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 率		前 年 度 収入済額	増 減 額	増 減 率
				対予算	対調定			
市支出金	16,000	16,410	16,410	102.6	100.0	16,410	0	0.0
財産収入	12,000	13,272	13,272	110.6	100.0	8,809	4,463	50.7
繰越金	442,000	441,841	441,841	100.0	100.0	1,128,832	△ 686,991	△ 60.9
諸収入	1,000	0	0	0.0	-	109,900	△ 109,900	皆減
分担金及び負担金	1,000,000	799,832	799,832	80.0	100.0	799,992	△ 160	0.0
合 計	1,471,000	1,271,355	1,271,355	86.4	100.0	2,063,943	△ 792,588	△ 38.4

収入済額は、1,271,355 円で、前年度に比べ 792,588 円(38.4%)減少している。予算現額に対する収入率は 86.4%、調定額に対する収入率は 100.0%である。

収入済額のうち、市支出金は、16,410 円で、前年度と同額である。

財産収入は、13,272 円で、内訳は、財産貸付収入 5,460 円、利子及び配当金 7,812 円となっており、木材売却による財産売却収入はない。

繰越金は、441,841 円で、前年度に比べ 686,991 円(60.9%)減少している。

諸収入は、0 円で、前年度に比べ 109,900 円(皆減)減少している。

分担金及び負担金は、ブリヂストン彦根工場と締結した「琵琶湖森林づくりパートナー協定」に基づく森林整備負担金 799,832 円で、前年度に比べ 160 円(0.0%)減少している。

(2) 歳出

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	前 年 度 支出済額	増 減 額	増 減 率
議 会 費	28,000	28,000	100.0	0	29,804	△ 1,804	△ 6.1
総 務 費	1,391,000	831,890	59.8	559,110	1,592,298	△ 760,408	△ 47.8
予 備 費	52,000	0	0.0	52,000	0	0	-
合 計	1,471,000	859,890	58.5	611,110	1,622,102	△ 762,212	△ 47.0

支出済額は 859,890 円で、予算現額に対する執行率は 58.5%である。

支出済額のうち、議会費は、財産区議会議員報酬 28,000 円で、前年度に比べ 1,804 円(6.1%)減少して

いる。

総務費は、831,890 円で、前年度に比べ760,408 円(47.8%)減少している。歳出総額に占める割合は、96.7%で最も大きい。主な支出は、間伐、枝打ち等の森林整備委託料799,832 円である。

不用額は、611,110 円で、主なものは、山内保育作業等に係る報償費221,000 円、森林整備委託料200,168 円および有事の際の森林整備に係る委託料100,000 円である。

7 財産に関する調書

令和7年度中の財産の取得および処分等に伴う異動状況は、次のとおりである。

区 分	令和6年度末現在高	令和7年度中増減高	令和7年度末現在高
財政調整基金 (円)	6,250,000	0	6,250,000
所有土地 (㎡)	277,240	0	277,240

財産の当年度末残高は、前年度と同額である。所有土地の当年度末現在高の内訳は、山林533 ㎡、保安林276,707 ㎡である。

8 むすび

歳入については、財産区運営の基本である木材売却による財産売払収入はなく、前年度繰越金および森林整備負担金が大部分を占めている。

歳出については、議会の運営費用、山内保育作業の維持管理費用および森林整備委託料が主なものである。

当財産区の管理運営については、担い手の高齢化等により厳しい状況ではあるが、山内保育作業の実施とともに、琵琶湖森林づくりパートナー協定に基づき、企業とともに市民が親しみ交流できる森林づくりを推進されてきた。

当年度の決算については、形式収支額、実質収支額はいずれも黒字であり、単年度収支額は赤字である。また、財政調整基金の当年度末現在高は、前年度と同額であり、当年度支出済額の約7倍となっている。

当面の財政状況は、大きな支障がなく推移すると見込まれるが、琵琶湖森林づくりパートナー協定が令和8年5月17日をもって終了したことや、今後数十年間、安定した木材売却による収入が見込めない状況もあることから、新たな協力企業の模索も含め、今後の効果的かつ効率的な森林の施業および保護の施策について検討いただきたい。

森林は、自然環境の保全や水資源の確保等の多面的機能を有し、安全で豊かな生活を送る上で重要な役

割を果たす環境資源である。こうした森林の機能が十分に発揮され、森林が身近で自然豊かな場となるよう、琵琶湖森林づくりパートナー協定により整備・保全されてきた成果を踏まえつつ、新たな施策の検討、区民に対する更なる現況の理解促進および協力体制の構築を図り、森林資源の維持管理および育成に努めるとともに、国庫補助金の活用、他財産区の好事例の検証、他財産区との情報交換等を行いながら、今後の財産区の在り方を検討し、健全で持続可能な事業運営に取り組まれることを望むものである。

彦 監 委 第 23 号

令和8年(2026年)9月24日

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区管理者

彦根市長 田 島 一 成 様

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 小 川 吉 則

令和7年度(2025年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算の

審査意見の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和7年度(2025年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算および証書類、その他地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)で定める書類について、彦根市監査基準(令和2年彦根市監査委員訓令第1号)に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を提出する。

令和7年度(2025年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和7年度(2025年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算

2 審査の期間

令和8年(2026年)7月3日から同年8月31日まで

3 審査の方法

令和7年度(2025年度)歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書が関係法令に準拠して作成され、かつ、財産状態を適正に表示しているか、また、財政運営が適正かつ効率的に行われたかどうかについて、関係諸帳簿および証拠書類と照合を行うなど通常実施すべき審査手続および必要と認めるその他の審査手続により実施した。

4 審査の結果

1から3までに記載のとおり審査した限りにおいて、重要な点において、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は、正確で適正に表示されているものと認めた。

5 決算の概要

歳入歳出予算現額 3,415,000 円に対する決算額は、

歳 入 3,376,724 円

歳 出 824,932 円

である。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、2,551,792 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額である。その額から前年度の実質収支額3,319,262 円を差し引いた単年度収支額は、767,470 円の赤字である。

6 収支の状況

(1) 歳入

(単位：円・％)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 率		前 年 度 収入済額	増 減 額	増 減 率
				対予算	対調定			
市支出金	28,000	28,720	28,720	102.6	100.0	28,720	0	0.0
財産収入	21,000	21,250	21,250	101.2	100.0	3,556	17,694	497.6
繰越金	3,365,000	3,319,262	3,319,262	98.6	100.0	5,787,178	△ 2,467,916	△ 42.6
諸収入	1,000	7,492	7,492	749.2	100.0	8,460	△ 968	△ 11.4
合 計	3,415,000	3,376,724	3,376,724	98.9	100.0	5,827,914	△ 2,451,190	△ 42.1

収入済額は、3,376,724 円で、前年度に比べ 2,451,190 円(42.1%)減少している。予算現額に対する収入率は 98.9%、調定額に対する収入率は 100.0%である。

収入済額のうち、市支出金は、28,720 円で、前年度と同額である。

財産収入は、利子及び配当金 21,250 円で、木材売却による財産売払収入はない。

繰越金は、3,319,262 円で、前年度に比べ 2,467,916 円(42.6%)減少している。歳入総額に占める割合は、98.3%で最も大きい。

諸収入は、7,492 円で、前年度に比べ 968 円(11.4%)減少している。

(2) 歳出

(単位：円・％)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	前 年 度 支出済額	増 減 額	増 減 率
議 会 費	323,000	216,717	67.1	106,283	257,180	△ 40,463	△ 15.7
総 務 費	3,046,000	608,215	20.0	2,437,785	2,251,472	△ 1,643,257	△ 73.0
予 備 費	46,000	0	0.0	46,000	0	0	-
合 計	3,415,000	824,932	24.2	2,590,068	2,508,652	△ 1,683,720	△ 67.1

支出済額は 824,932 円で、予算現額に対する執行率は 24.2%である。

支出済額のうち、議会費は、216,717 円で、前年度に比べ 40,463 円(15.7%)減少している。主な支出は、財産区議会議員報酬 165,000 円および食糧費 36,152 円である。

総務費は、608,215 円で、前年度に比べ 1,643,257 円(73.0%)減少している。歳出総額に占める割合は、73.7%で最も大きい。主な支出は、山内保育作業等に係る報償費 437,283 円である。

不用額は、2,590,068 円で、主なものは、有事の際の森林整備に係る委託料 1,000,000 円、積立金 750,000 円および事業委託料 500,000 円である。

7 財産に関する調書

令和 7 年度中の財産の取得および処分等に伴う異動状況は、次のとおりである。

区 分	令和 6 年度末現在高	令和 7 年度中増減高	令和 7 年度末現在高
財 政 調 整 基 金 (円)	17,000,000	0	17,000,000
所 有 土 地 (㎡)	1,547	0	1,547
所有土地（彦根市、米原市山林組合との共有分） (㎡)	1,715,187 (上記のうち 35/1,181)	0	1,715,187 (上記のうち 35/1,181)
地 上 権 設 定 土 地 (㎡)	247,018	0	247,018

財産の当年度末現在高は、前年度と同額である。所有土地、地上権設定土地は、いずれも山林である。

8 む す び

歳入については、財産区運営の基本である木材売却による財産売払収入はなく、前年度繰越金が大部分を占めている。

歳出については、議会の運営費用および山内保育作業の維持管理費用が主なものである。

当財産区の管理運営については、依然として担い手の高齢化や野生鳥獣被害が深刻であり、厳しい状況であるが、山内保育作業や苗木の植樹を行い運営の維持に取り組まれている。

当年度の決算については、形式収支額、実質収支額はいずれも黒字であり、単年度収支額は赤字である。また、財政調整基金の当年度末現在高は、前年度と同額であり、当年度支出済額の約 20 倍となっている。

財政状況は、今後も良好な状態で推移すると見込まれるが、今後数十年間、安定した木材売却による収入が見込めない状況であることから、財政調整基金は、次第に減少していくと予想される。

当財産区は、かねてから鳥居本中学校の「森林学習」を滋賀県中部森林整備事務所とともに支援されている。引き続き、次代を担う生徒たちに森林の大切さ、自然の偉大さを学ぶ緑化教育の場の提供に取り組んでいただきたい。

また、環境資源の有効活用とともに豊かな自然が身近なものとなるよう、令和 5 年度から区民向けに現地見学会が実施されているが、引き続き、区民に対して更なる現況の理解促進と協力体制の構築を図り、森林資源の維持管理および育成に努めていただきたい。

森林は、自然環境の保全や水資源の確保等の多面的機能を有し、安全で豊かな生活を送る上で重要な役割を果たす環境資源である。令和4年度から「森林経営計画制度」活用による事業が開始され、びわこ東部森林組合(現滋賀県森林組合)と協力して取組が進められているが、計画に基づき効果的かつ効率的な森林の施業および保護が推進され、森林の持つ多様な機能が十分に発揮されることを期待する。民間企業の協力等も模索するなど、他財産区の好例の検証、他財産区との情報交換等を行いながら、今後の財産区の在り方を検討し、健全で持続可能な事業運営に取り組まれることを望むものである。

彦 監 委 第 23 号

令和 8 年(2026 年)9 月 24 日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 田 島 一 成 様

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 小 川 吉 則

令和 7 年度(2025 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の審査意見の提出について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度(2025 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算および証書類、その他地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)で定める書類について、彦根市監査基準(令和 2 年彦根市監査委員訓令第 1 号)に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を提出する。

令和7年度(2025年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和7年度(2025年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算

2 審査の期間

令和8年(2026年)7月3日から同年8月31日まで

3 審査の方法

令和7年度(2025年度)歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書が関係法令に準拠して作成され、かつ、財産状態を適正に表示しているか、また、財政運営が適正かつ効率的に行われたかどうかについて、関係諸帳簿および証拠書類と照合を行うなど通常実施すべき審査手続および必要と認めるその他の審査手続により実施した。

4 審査の結果

1から3までに記載のとおり審査した限りにおいて、重要な点において、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は、正確で適正に表示されているものと認めた。

5 決算の概要

歳入歳出予算現額 2,212,000 円に対する決算額は、

歳 入 2,209,270 円

歳 出 993,711 円

である。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、1,215,559 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額である。その額から前年度の実質収支額2,181,958 円を差し引いた単年度収支額は、966,399 円の赤字である。

6 収支の状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 率		前 年 度 収入済額	増 減 額	増 減 率
				対予算	対調定			
財産収入	23,000	27,312	27,312	118.7	100.0	17,293	10,019	57.9
繰 入 金	0	0	0	-	-	3,250,000	△ 3,250,000	皆減
繰 越 金	2,188,000	2,181,958	2,181,958	99.7	100.0	263,211	1,918,747	729.0
諸 収 入	1,000	0	0	0.0	-	14,200	△ 14,200	皆減
合 計	2,212,000	2,209,270	2,209,270	99.9	100.0	3,544,704	△ 1,335,434	△ 37.7

収入済額は、2,209,270 円で、前年度に比べ 1,335,434 円(37.7%)減少している。予算現額に対する収入率は 99.9%、調定額に対する収入率は 100.0%である。

収入済額のうち、財産収入は、利子及び配当金 27,312 円であり、木材売却による財産売却収入はない。

繰越金は、2,181,958 円で、前年度に比べ 1,918,747 円(729.0%)増加している。

諸収入は、0 円で、前年度に比べ 14,200 円(皆減)減少している。

(2) 歳出

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	前 年 度 支出済額	増 減 額	増 減 率
議 会 費	297,000	204,996	69.0	92,004	417,812	△ 212,816	△ 50.9
総 務 費	1,877,000	788,715	42.0	1,088,285	944,934	△ 156,219	△ 16.5
予 備 費	38,000	0	0.0	38,000	0	0	-
合 計	2,212,000	993,711	44.9	1,218,289	1,362,746	△ 369,035	△ 27.1

支出済額は 993,711 円で、予算現額に対する執行率は 44.9%である。

支出済額のうち、議会費は、204,996 円で、前年度に比べ 212,816 円(50.9%)減少している。主な支出は、財産区議会議員報酬 167,000 円および食糧費 34,036 円である。

総務費は、788,715 円で、前年度に比べ 156,219 円(16.5%)減少している。歳出総額に占める割合は、79.4%で最も大きい。主な支出は、自治会交付金等に係る負担金、補助及び交付金 220,000 円、山内保育作業に係る報償費 327,283 円である。

不用額は 1,218,289 円で、主なものは、有事の際の森林整備に係る委託料 902,388 円である。

7 財産に関する調書

令和7年度中の財産の取得および処分等に伴う異動状況は、次のとおりである。

区 分	令和6年度末現在高	令和7年度中増減高	令和7年度末現在高
財 政 調 整 基 金 (円)	19,750,000	0	19,750,000
滋賀県森林組合出資金 (円)	158,000	0	158,000
地 上 権 設 定 土 地 (㎡)	494,830	0	494,830

財産の当年度末現在高は、前年度と同額である。地上権設定土地は山林である。

8 む す び

歳入については、財産区運営の基本である木材売払による財産売払収入はなく、財政調整基金の利子および前年度繰越金による収入である。

歳出については、議会の運営費用、自治会等への交付金および山内保育作業の維持管理費用が主なものである。

当財産区の管理運営については、依然として担い手の高齢化や野生鳥獣被害が深刻であり、厳しい状況であるが、山内保育作業を行うなど財産の保全に取り組まれている。

当年度の決算については、形式収支額、実質収支額は黒字で、単年度収支額は赤字である。また、財政調整基金の当年度末現在高は、前年度と同額であり、当年度支出済額の約20倍となっている。

当面の財政状況は、良好な状態で推移すると見込まれるが、今後数十年間、安定した木材売却による収入は見込めない状況であることから、財政調整基金は、次第に減少していくと予想される。

森林は、自然環境の保全や水資源の確保等の多面的機能を有し、安全で豊かな生活を送る上で重要な役割を果たす環境資源である。こうした森林の機能が十分に発揮され、森林が身近で自然豊かな場となるよう、区民に対して更なる現況理解の促進と協力体制の構築を図り、森林資源の維持管理および育成に努めるとともに、区議会議員による山内保育作業を継続して行い、森林保護の推進を図っていただきたい。民間企業の協力等を模索するなど、他財産区の好例の検証、他財産区との情報交換等を行いながら、今後の財産区の在り方を検討し、健全で持続可能な事業運営に取り組まれることを望むものである。